

ご契約に際しての重要事項説明書

少額短期保険業者とは

保険業法に規定する保険業のうち、一定の事業規模の範囲内において、保険金額が少額でかつ、保険期間1年（損害保険は2年）以内の保険の
みを取り扱うことが認められた業者で、生命保険会社ではありません。当社は管轄財務局へ登録を行った、少額短期保険業者です。

少額短期保険業者が提供する死亡保険金額は、1被保険者につき、最高300万円以下、その他の保障を通算して、1,000万円以下です。
また、同一契約者については、被保険者一人あたりの保険金上限額に100を乗じた金額の範囲内で被保険者の複数人加入をお引受けします。

なお、生命保険会社などで構成する「生命保険契約者保護機構」の対象ではありません。そのため、当該機構がおこなう、破たん保険会社に対する
資金援助の対象でもありません。

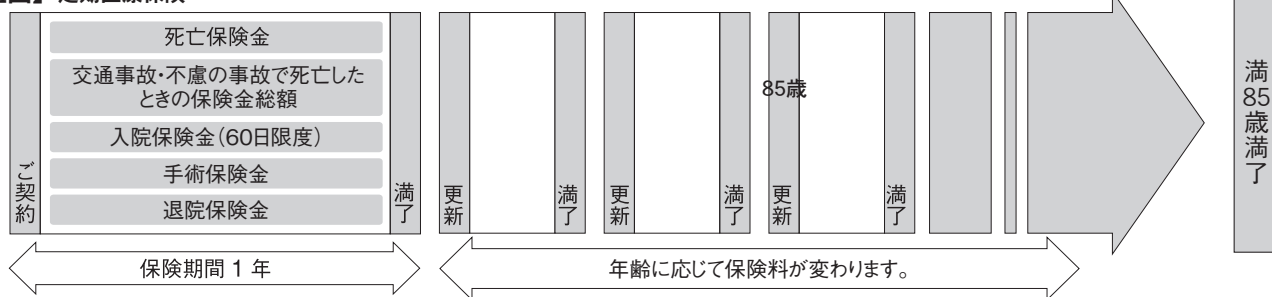
契 約 概 要

この「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」は、ご契約の内容等に関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みされる保障内容がお客様ご自身のご意向に沿ったものであることをご確認・ご了承のうえ、お申込みください。

保険名 定期医療保険

特 徴 この保険は、被保険者の男女別・年齢別に適切な入院保障に手術保障と退院保障および死亡保障（死亡保障特則を適用
した場合）を提供する満期・解約返戻金の無い商品です。

【仕組図】 定期医療保険



【保険期間】

保険期間は、ご契約日から1年間とします。保険期間満了後は保険契約を継続しない旨を通知しない限り、満85歳未満の契約応当日まで
更新できます。（新規ご加入年齢は満15歳以上満75歳以下の者とします）

【お引受け条件】

保険証券に記載された入院保険金額、手術保険金額、退院保険金額または死亡保険金額をお支払いします。

【保険料について】

ご契約時の満年齢による保険料を適用し、更新後は更新時満年齢の保険料を適用します。保険料払込期間は保険期間と同一です。尚、申込日
から責任開始日までの間に年齢が変わる場合はご注意ください。

【特約について】

この保険には特約はありません。

【契約者配当金について】

この保険については、配当金はありません。

【反社会的勢力に対する対応について】

この保険については、反社会的勢力に関係する方はご契約できません。

【保険金のお支払事由】

- 入院保険金 被保険者が保険期間中に発生した不慮の事故または疾病により保険期間中に入院したとき
- 手術保険金 被保険者が上記入院保険金の支払事由に該当し、当該支払事由に該当する入院期間中に治療を直接の目的として約款別
表1に定める手術を受けたとき
- 退院保険金 被保険者が上記入院保険金の支払事由に該当し、当該支払事由に該当する入院をした後に退院したとき（ただし、被保険
者の死亡による退院は除く）
- 死亡保険金 被保険者が、保険期間中に死亡したとき

【保険金の支払】

- 入院保険金 保険証券記載の入院保険金日額（入院を開始した時の入院保険金日額とする）に入院日数を乗じた金額。
次のいずれかの金額とします。
 - ①1泊2日以上継続して入院している間に受けた手術
保険証券記載の手術保険金額（入院を開始した時の手術保険金額とする。）
 - ②前①以外の手術
保険証券記載の手術保険金額（入院を開始した時の手術保険金額とする。）の20パーセント
- 手術保険金 保険証券記載の手術保険金額（入院を開始した時の手術保険金額とする。）の20パーセント
- 退院保険金 次のいずれかの金額とします。
 - ①1泊2日以上継続して入院後の退院
保険証券記載の退院保険金額（入院を開始した時の退院保険金額とする。）
 - ②前①以外の退院
保険証券記載の退院保険金額（入院を開始した時の退院保険金額とする。）の20パーセント

注意喚起情報

この「注意喚起情報」はご契約のお申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みください。

この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「約款」に記載しておりますので必ずご確認ください。
「保険金等が支払われない場合について」などお客様にとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また、既契約の解約などを前提とした新たな保険契約のお申し込みをされる場合、お客様にとって不利益となる可能性がありますので十分に検討のうえお申込ください。

【告知について】

- 告知は、ご契約をお引受けするかどうかを決める重要な事項です。もしも、内容が事実と違っていた場合には、ご契約が解除されたり、保険金の支払いを受けられないことがあります。
- 当社の取扱者へ口頭でお話されただけでは告知をしていただいたことにはなりません。必ず被保険者ご本人が告知事項をご確認いただき、告知書により告知してください。（取扱者・募集人には告知受領権はございません。）
- 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客様のご身体の状態に応じて、ご契約をお断りすることもございますのであらかじめご了承ください。
- 当社の社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後または入院保険金およびそれに付随する保険金または死亡保険金ご請求の際に、ご契約のお申込み内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。告知いただく内容について、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合、契約日からその日を含めて2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
※なお、上記の「告知義務違反」によってご契約を解除する場合以外にも、保険金の不法取得目的の加入、契約加入時に詐欺行為があった場合等、詐欺による無効もしくは取消しを理由として、当社は保険金をお支払いしないことがあります。この場合、責任開始期からの年数は問いません。
※「現在のご契約の解約を前提とした新たなご契約」をご検討の際、告知が必要な入院などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、あるいはその告知をされなかったためにご契約が解除・無効となることもありますので、ご留意くださいますようお願い致します。

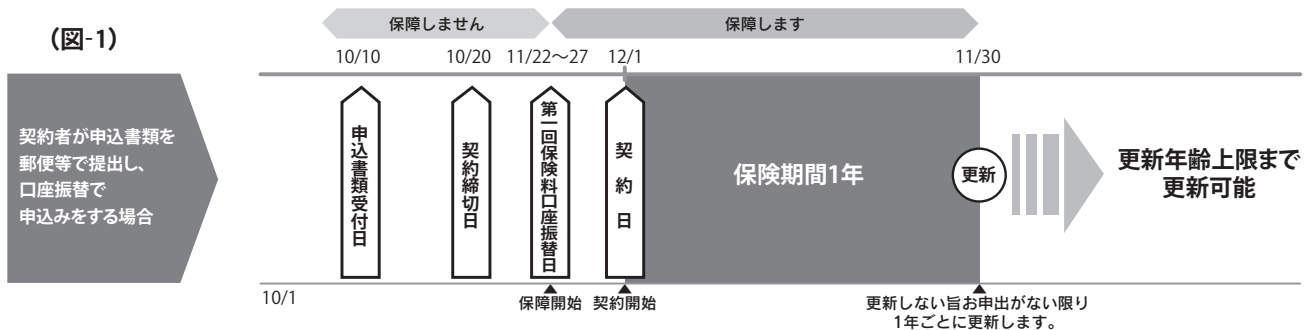
【クーリング・オフ制度について】

契約の申込みの日またはクーリング・オフに関する説明書類を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて10日以内であれば書面により契約の申込みの撤回をすることができます。

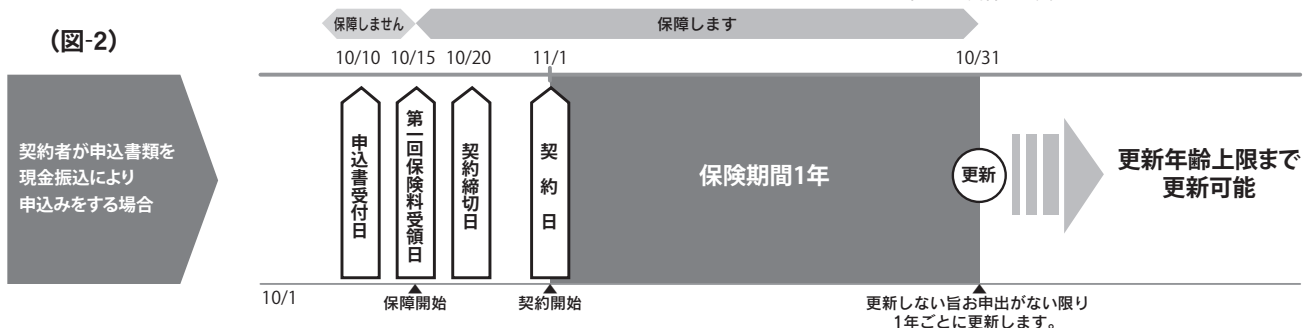
【保障の責任開始について】

- 会社は、次に定める日を契約日とし、契約日から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 第1回保険料を口座引落としにより受領した場合会社が第1回保険料を口座引き落としにより受領した日の属する月の翌月1日
 - (2) 第1回保険料を現金で受領した場合
会社所定の保険契約申込書および被保険者に関する告知書を記入した告知日と第1回保険料を受領した日のいずれか遅い方の日の直後の締切日(毎月20日とします。)の翌月1日
 - (3) 保険契約者がインターネットで申込をする場合、会社が第1回保険料をクレジットカード支払により受領した日に属する月の翌月1日
 - (4) 会社が保険契約の申込みを承諾した場合には、保険証券を保険契約者に交付し、これをもって承諾の通知とします。
 - (5) 保険契約は、会社が前項の承諾の通知を発した時に成立するものとします。
2. 契約日前であっても第1回保険料の払込日(口座振替の場合は引落日・クレジットカード支払の場合はカード支払申込日)後に支払事由が生じた場合、契約の引受条件を満たしていれば第1回保険料の払込日から保障します。この場合、第1回保険料の払込日を契約日とし、保険期間はその日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

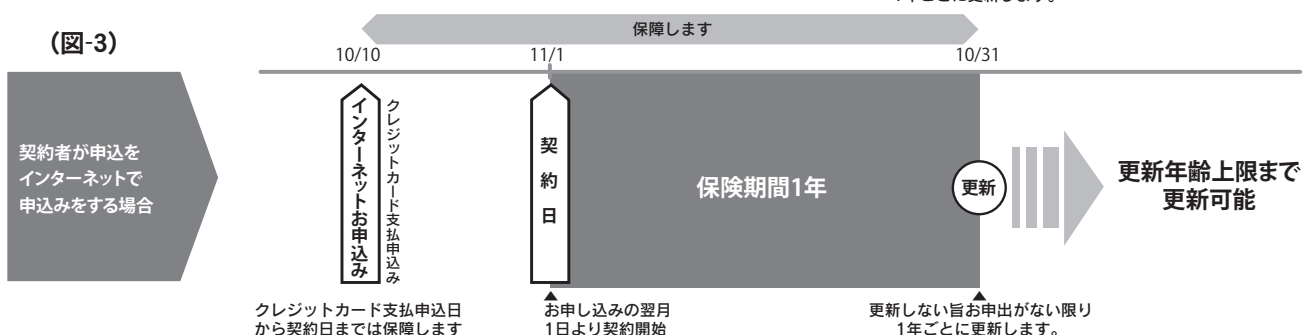
(図-1)



(図-2)



(図-3)



少額短期保険募集人は、お客様と当社の保険契約の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従いまして、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾し、第一回目保険料のお払込みを受けたときに有効に成立します。

【保険金等が支払われない場合について】

次のような場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除になった場合
- 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- 保険契約について詐欺の行為があった場合や、保険金の不法取得目的があつてご契約が無効もしくは取消しとなった場合
- 保険金支払いの免責事由に該当した場合(例:ご契約の責任の開始する日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、受取人等の故意または重大な過失による免責事由該当など)

【注意】

定期医療保険の保障が開始する日に妊娠している場合、その正常分娩の入院保障については保障の対象から除外されます。

【払込方法の変更について】

払込方法の変更はご契約更新時に出来ます。保険期間満了日の一ヶ月前までに所定の用紙でお申込ください。

【解約払戻金について】

■この保険については、解約払戻金はありません。

【保険契約を更新する時の保険料の増額・保険金の減額および更新の謝絶について】

■保険期間の満了に際し、保険契約を更新する場合において、収支を検証した結果、この保険の計算の基礎率と実際が乖離したときは、更新する保険契約の保険料の増額または保険金の減額を行うことがあります。また、この保険が不採算であったときは、この保険契約の更新を引受けないことがあります。

【保険期間中に保険料の増額又は保険金の減額等を行う場合について】

■保険期間中において、少額短期保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、会社の定めにより、主務官庁へ届出等を行ったうえで保険料の増額または保険金の減額を行うことがあります。また戦争その他の変乱、自然災害や事故等(詳細は約款を参照してください)により保険金の支払事由が一時に多数発生し、保険金の全額支払いにより会社の収支状況を著しく悪化させるときは、会社の定めにより主務官庁へ届出等を行ったうえで保険金を削減して払うことがあります。

【保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について】

- 保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したときは、猶予期間満了日の翌日をもって失効します。
- この保険契約に、復活の取扱いはありません。

【新たな保険契約への乗り換えについて】

現在ご契約の保険契約の解約、減額を前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

- 多くの場合、払いもどし金は、お払込保険料の合計額より少ない金額、もしくは、まったく無いことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお引受けをお断りする場合があります。また、責任開始の日から3年以内の自殺の場合や、告知義務違反の場合など、保険金をお支払いできない場合があります。

その他重要なお知らせ

お申込みに際しての意向確認について

■お申込みの際には、「重要事項説明書(契約概要、注意喚起情報)」およびネットや商品パンフレットに記載の保障内容・保険金額・保険料等をご覧いただき、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。

本保険のお申込みをいただくお客様の意向は次のものに相違ないかご確認ください。

■定期医療保険…入院・手術・退院、死亡時の保障

この保険には、満期保険金はありません。またご契約者貸付・保険料の立替・払済保険への変更のお取扱いもありません。

【お客様に特にご確認いただきたい事項について】

- 1.ご希望された当初の保険商品に対するご意向は何ですか。
- 2.保障内容(保険金の支払事由)は、ご意向に沿ったものになっていますか。
- 3.保障金額(保険金額)および保険料額は、ご意向に沿ったものになっていますか。
- 4.保障期間(保険期間)および保険料払込期間は、ご意向に沿ったものになっていますか。
- 5.配当の有無は、ご意向に沿ったものになっていますか。
- 6.解約時の払戻金(保険料を含む)の有無は、ご意向に沿ったものになっていますか。
- 7.募集人はお客様の当初のご意向に沿って説明・勧誘をしていましたか。

【時効による請求権の消滅について】

■保険金などをご請求いただく権利は、そのお支払いなどの事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年を経過したときは、時効により消滅します。

【更新について】

■この保険は、期間満了日の一ヶ月前までに更新しない旨のお申出がない場合、ご契約は、更新の限度の範囲内で契約者からの申出があつたものとして更新されます。(保険料は更新時の満年齢、保険料率により新たに計算します。)

【申込書の記入について】

■申込書・告知書は重要な書類です。ご契約者ご自身(被保険者欄は被保険者ご自身)でご記入ください。また、ご記入後は今一度内容を十分お確かめのうえ、ご署名をお願いします。

【生命保険料の控除について】

■所得控除の対象となる保険商品は所得税法で限定されており、少額短期保険につきましては所得控除(保険料控除)の対象外となります。

【少額短期保険募集人の販売資格の確認について】

■当社の担当者(少額短期保険募集人)の販売資格などに関しまして確認をご希望の場合には、下記連絡先までお願いします。

通話料無料



0120-26-8160

受付時間:9:00~17:00

(土・日・祝日、年末年始の当社休業日を除く)

ご契約者および被保険者の皆さまへ

フローラル共済株式会社（以下、「当社」といいます。）は、お客様に当社をご利用して頂く際に、お客様の氏名、住所、電話番号、e-mailアドレス等、お取引やご連絡に必要な情報（以下、「個人情報」といいます。）を開示していただきます。当社は、個人情報保護法の趣旨のもと、この「個人情報保護方針」に基づき個人情報を取り扱います。

【個人情報を収集・利用する目的】

当社では、お客さまに関する情報を、次のような目的のために利用いたします。

■ 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実のため、保険契約の引受け・継続・維持管理・保険金等の支払いに利用いたします。

【第三者提供の制限】

当社は、次の場合を除き、第三者に個人データを提供することはありません。

1. あらかじめ同意がある場合
2. 利用目的を達成するために業務を委託する場合
3. 法令により必要とされる場合

【機微（センシティブ）情報のお取扱い】

当社は保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営を確保するために、業務遂行上必要な範囲に限り、保険医療等の機微（センシティブ）情報を取得・利用いたします。

【個人情報取扱いに関するお問合せ先・ウェブサイトのURL】

個人情報の取扱い・個人情報に関する方針につきましては、当社ウェブサイト：<https://www.floral-shoutan.co.jp/> をご覧いただくか、当社までご連絡ください。

【ご契約が締結に至らなかった場合や保険契約が消滅した場合】

機微（センシティブ）情報を含め、本申込において取得し、また既に取得している個人情報について、契約・保険期間の満了等により保険契約が消滅した後も、当該保険契約の維持・管理または保険金などのお支払いに必要な場合に限り、取得したお客さまの個人情報を利用することがあります。なお、取得した申込書等についてはご返却することはできません。

【再保険の取扱いについて】

当社と「お客さま」との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険（再々保険以降の再保険を含みます。）契約を締結する場合があります。再保険会社における当該保険契約の引受、継続・維持管理、保険金等のお支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に「お客さま」の個人情報のほか、「保険の対象となる方」「性別」「生年月日」「保険金額」等の契約内容に関する情報、および医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

【支払時情報交換制度】

当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期会社等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

ご契約に関する相談・苦情窓口について

少額短期保険のお手続きやご契約に関する相談につきましては、以下の窓口にて承っております。当社本店へご連絡ください。

ご契約に関する苦情につきましては、当社お客様相談室へご連絡ください。

通話料無料



0120-87-3137

受付時間：9:00～17:00

（土・日・祝日、年末年始の当社休業日を除く）

弊社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。

なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する（指定紛争解決機関）

「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8

通話料無料



0120-82-1144

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00

受付日：月曜日から金曜日

（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）

FAX:03-3297-0755